

重要事項説明書

ヘルパーステーションわたぼうし

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービス提供にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者概要

- (1) 法人名 医療法人美甘会
(2) 法人所在地 岡山県真庭市本郷 1819番地
(3) 電話番号 0867-44-3161
(4) 代表者氏名 理事長 竹内 義明

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所
(2) 事業所の名称 ヘルパーステーションわたぼうし
平成 14 年 2 月 1 日指定 岡山県指令長寿第 1468 号
(3) 事業所番号 3373400799
(4) 事業所の所在地 岡山県真庭市本郷 1825 番地 6
(5) 電話番号 0867-44-4550
(6) 事業所長（管理者）氏名 難波 登貴子

3 事業の目的と運営方針

- (1) 目的 指定訪問介護事業者として、適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅サービス計画に沿った適正な指定訪問介護サービスを提供することを目的とする。
- (2) 運営方針
- 1・ 当ヘルパーステーションに従事する訪問介護員は利用者のもつ、生活習慣や文化、価値観を尊重し、居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
 - 2・ 当ヘルパーステーションは、指定訪問介護サービスを提供するにあたり、居宅介護支援事業者その他保険・医療サービスまたは福祉サービスを提供する者の密接な連携に務めるものとする。
 - 3・ 当ヘルパーステーションは、自らその提供する訪問介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 4・ 前項目に規定するもののほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年岡山県条例第 62 号）」その他関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

4 職員体制

- (1) 管理者：1名
- (2) サービス提供責任者：1名以上
- (3) 訪問介護員：常勤（　　）人以上（管理者・サービス提供責任者を含め）

5 営業日・及び営業時間

- (1) 営業日　　月曜日から土曜日まで
(ただし日曜・祝日は利用者のニーズに合わせるため、調整可能とする。12月30日～1月3日は除く)
- (2) 営業時間　午前8時00分から午後18時までを通常の営業時間とする。
(ただし、必要に応じ営業時間以外でもサービスを提供する場合がある。)

6 事業実施地域

真庭市内とする。

7 事業所が提供するサービス

- (1) 身体介護
 - 食事の介護
 - 排泄の介護
 - 衣服着脱の介護
 - 入浴の介護
 - 身体の清拭・洗髪
 - 通院等の介助その他必要な身体の介護
- (2) 生活援助
 - 調理・・・ご契約者の食事の用意を行ないます。（ご家族分の調理は行ないません。）
 - 衣類の洗濯・補修・・・ご契約者の衣類等の洗濯を行ないます。（ご家族分の洗濯は行ないません。）
 - 住居等の掃除・整理整頓・・・ご契約者の居室の掃除を行ないます。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行ないません。）
 - 生活必需品の買い物・・・ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行ないます。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行ないません。）
 - 関係機関等との連絡
 - その他必要な家事

8 利用料金

訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該訪問介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。詳細は別紙に定め、説明を行う。

* 事業実施地域以外の交通費について

通常の事業の実施地域を超えた時点からの片道ごとの 2km～5kmまで 300円
(1km増すごとに 50円加算) の支払いを利用者から受けることができる。

9 苦情の受付について

苦情受付窓口：ヘルパーステーション わたぼうし

電話：0867-44-4550 (担当者) 難波登貴子

真庭市健康福祉部高齢者支援課

電話：0867-42-1074

国民健康保険団体連合会

電話：086-223-8811

①苦情受付担当者設置

②苦情受付担当者は、苦情受付に際し、苦情の内容・希望等を記録し速やかに当事者や関係者へ事実確認を行う。また、職員によるカンファレンスを開催するとともに苦情の直接原因の調査・分析を行い解決策を検討する。

③苦情申出人に対し、十分な配慮と謙虚な態度で適切な苦情解決を行う。

④必要に応じて理事長・居宅支援専門員の助言を得て、円滑かつ迅速な苦情解決を行い、円満解決を最終目的とする。

⑤苦情解決が困難となった場合は、適切な機関の指導・助言を仰ぐ。

10 秘密保持

訪問介護員は訪問介護サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

11 緊急時の対応方法

訪問介護を実施中に利用者の状態に異常及びその他緊急事態が生じた場合、速やかに関連機関に連絡、訪問介護者としての適切な判断と処置を行ないます。

1.2 事故発生時の対応

- ① 利用者に対する訪問介護の提供により事故の発生した場合は、直に市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置をとります。
- ② 事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。
- ③ 賠償すべき事故が生じた場合、速やかに損害賠償を行ないます。

1.3 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価の実施状況 無

1.4 高齢者虐待防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための対策委員会を定期的に開催するとともに指針を整備し、訪問介護員に対する研修等を実施しています。またサービス提供中に訪問介護員又は養護者による虐待を発見した場合には、速やかに市町村に報告していきます。

1.5 身体拘束の適正化

事業所は、利用者または他利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行いません。緊急やむを得ない場合は、指針に基づき事業所全体で判断し、高齢者本人や家族に対して十分に説明し理解を求めます。

また、身体拘束に関する理由等記録をします。

1.6 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行なうことが出来る）を、概ね6か月に1回以上開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1.7 ハラスメント対策

事業所は、職員におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。また利用者が事業者の職員に対して行なう、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為・セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

ハラスメント事案が発生した場合は指針に基づき会議等開催するとともに、再発防止策を検討し、ハラスメントと判断された場合には関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用者契約解除等の措置を講じます。

18 事業継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19 社会情勢及び天災時について

社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が難しい場合は、日程・時間の調整をさせていただく場合があります。

また、事業所の義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業者は負わないものとします。

サービス利用料利用者負担額

利用者負担額は介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

イ 身体介護が中心である場合 (一割負担の場合)

(1) 所要時間 20分以上30分未満	244円
(2) 所要時間 30分以上1時間未満	387円
(3) 所要時間 1時間以上30分未満	567円
所要時間30分増すごと	82円加算

ロ 生活援助が中心である場合

(1) 所要時間 20分以上45分未満	179円
(2) 所要時間 45分以上	220円

* 2人でサービスを提供する場合は通常料金の2倍の料金となります。

ハ 身体介護に引き続き生活援助提供の場合

生活援助所要時間 20 分以上	65 円
45 分以上	130 円

二 初回加算 200 円/月

新規に訪問介護計画を作成した場合、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合

ホ 緊急時訪問介護加算 100 円/回

利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画書にない訪問介護（身体介護）を行った場合

ヘ 介護職員処遇改善加算 新加算III 所定単位数に 18.2% 加算

介護職員の処遇改善が後退しないよう更なる資質向上の取り組み、雇用管理の勧善、労働環境の改善の取組を進める事業者を対象に、厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が算定できる加算

ト 特定事業所加算 II 所定単位数に 10% 加算

質の高い介護サービスを提供している事業所を評価する加算。
特に専門性の高い人員を配置し、介護度が高い利用者等にも積極的に介護サービスを提供している事業所を評価するもので、地域における介護サービスの向上を目的とする。

令和 3 年 6 月 1 日より施行

令和 3 年 12 月 1 日より施行

令和 4 年 10 月 1 日より施行

令和 5 年 11 月 1 日より施行

令和 6 年 4 月 1 日より施行

令和 6 年 6 月 1 日より施行

令和 7 年 12 月 1 日より施行